

JSDA-ICMA 共催コンファレンス

「いかに日本の債券市場が持続可能な社会に貢献できるか」 におけるゲストスピーチ（2021年11月12日）

金融庁長官 中島淳一

1. はじめに

- ただいまご紹介いただきました金融庁長官の中島です。

日本証券業協会（JSDA）と国際資本市場協会（^{イクマ}ICMA）による年次コンファレンスの開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。まず、森田会長始め、日本証券業協会の皆様には常日頃より金融行政に多大なご協力をいただき、この場を借りて感謝申し上げます。

- 世界が持続可能な社会の構築に向けて舵を切る中、新たな産業・社会構造への転換を促す「サステナブルファイナンス」の重要性が一層高まっております。
- また、サステナブルファイナンスは世界的に見て公的年金等を主体として株式市場を中心に発展し、最近では、株式投資におけるESG投資の拡大に加えて、グリーン、ソーシャル、サステナビリティボンドを含むESG関連債の発行額も増加の一途にあります。

2. COP等の状況について

- さらに、皆さまご承知のとおり、足許でもサステナブルファイナンスに関する国際的な議論が大きく進んでいます。
- 10月30、31日に開催されたG20首脳会合では、気候及び持続可能性に関する「G20サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」

が承認されました。ロードマップでは、市場、開示、リスク管理など5つの分野で、規制当局・国際機関・民間セクターの現在及び将来に向けた作業計画がまとめられ、この中でICMAの取組みにも言及がなされています。ICMAには、サステナブルファイナンスに関する実務の蓄積と市場環境の整備における国際的な意見発信において、これからも一層の役割を期待しております。

○ また、10月31日から本日12日まで、COP26（気候変動枠組条約締約国会議）が開催されています。今月3日には、気候変動問題を克服していくためには公的及び民間金融の役割が重要であるとの観点から、「ファイナンス・デイ」として金融に焦点をあてた議論が行われました。こうした中で、

- ・ IFRS 財団がサステナビリティ開示の基準を策定する国際サステナビリティ基準審議会（ISSB: International Sustainability Standards Board）を設置することを公表し、
- ・ また、2050年ネットゼロにコミットする民間金融機関などが参加する有志連合の「ネットゼロのためのグラスゴー金融連合」
ジーファンズ
（GFANZ: the Glasgow Financial Alliance for Net Zero）が進捗報告書を公表し、途上国への民間資金動員や、企業、金融機関のトランジション計画を含む7つの作業部会の活動を報告する

などの動きが見られました。日本でも、銀行、証券会社、生命保険会社などが、こうした動きに呼応しながら、GFANZ傘下のネットゼロ有志連合への参加を表明しています。

○ 今後は、2050年ネットゼロに向け、IFRS財団のISSBによるサステナビリティ開示基準の策定などに関する議論が具体化していくほか、G20の首脳宣言においても言及されているように、気候変

動以外にも生物多様性といったより広範な環境問題・ESG 課題への関心も高まっていくことが想定され、金融庁としては、引き続き国際的な議論に積極的に参加していきたいと考えています。

3. 金融庁におけるカーボンニュートラルへの取組み

- 翻って日本に目を向けると、日本には脱炭素に関して技術力の高い企業があり、脱炭素社会の実現に向けては、これらの技術力が活用されていくと考えられます。その一方で、一足飛びの脱炭素化が難しい産業もあります。そうした産業も含め、最終的にカーボンニュートラルを実現することが重要であり、そこに向けてはトランジション（移行）の取組みが必要になります。こうした取組みを適切に評価する環境を整備し、世界の環境投資資金を国内に呼び込んでいきたいと考えています。
- このため、金融庁では、昨年 12 月に、企業、投資家、金融機関、証券会社、学者、関係省庁など、様々な関係者から構成される有識者会議を設置し、日本としてのサステナブルファイナンスの対応の方向性について、幅広くご議論をいただいております。この有識者会議は、本年 6 月に報告書を公表し、現在、その提言に沿って取組みを進めています。
- まず、「企業情報開示の充実」については、本年 6 月に改訂したコーポレートガバナンス・コードを踏まえ、来年 4 月に開始される東証プライム市場の上場企業に対し、TCFD 等に基づく気候変動開示の質と量の充実を促していくほか、本年 9 月より、金融審議会でも、企業のサステナビリティに関する適切な開示のあり方を検討して

います。

- 次に「市場機能の発揮」については、9月22日に再開した有識者会議において、グリーンボンドやトランジションボンドなどのESG関連債に関する情報プラットフォーム、あるいは認証枠組みについて議論を行い、現在、日本取引所グループの実務者検討会議において、具体化に向けた検討を進めています。
- また、金融庁では、本年3月から6月にかけて行われたソーシャルボンド検討会議での議論を踏まえて、10月26日、ソーシャルボンドガイドラインを公表しました。このガイドラインは、ICMA ソーシャルボンド原則との整合性に配慮しつつ、発行体、投資家、その他の市場関係者の実務担当者がソーシャルボンドに関する具体的対応を検討する際に参考となるよう、国内における実務的なガイドラインを策定したものです。今後は、関係省庁等と連携しつつ、ソーシャルプロジェクトがもたらす社会的な効果に係る指標を具体的に例示する文書の策定を検討していきます。
- さらに「金融機関の機能発揮」については、世界で脱炭素化の動きが加速する中で、銀行などの金融機関において顧客企業との間で積極的に対話を進め、企業の気候変動対応や新たな機会の創出に貢献していくなど投融資先支援を進めていくことが重要と考えています。また、金融機関の業務規模・特性に応じて、気候変動リスクの的確な管理を行うことも課題です。
- 金融庁では、こうした金融機関の気候変動に係る取組みを促すよう、金融機関とも丁寧に議論しながら、今年度中を目途に、投融

資先支援や気候変動リスクの管理に係る監督上のガイダンスの策定を進めてまいります。

4. 結び

- 最後に、これらの取組みにより、日本においてグリーンボンドなどの取引が活発に行われる「グリーン国際金融センター」を実現し、世界・アジアにおける脱炭素化、ひいては持続可能な社会の構築に向けた投融資の活性化に寄与していきたいと考えています。
- 本日、コンファレンスにご出席の市場関係者の皆様が、今後も、持続可能な社会の形成に大きく貢献していくことを期待いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(以上)